

目黒区特別支援教育推進計画（第五次）素案に対するパブリックコメントの実施結果

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
1	-	個人	FAX	第2章 推進施策7 17・18ページ	【推進施策7 卒業後までを見通した連携による支援体制の充実】 令和6年4月から障害者法定雇用率が2.5%に引き上げられ、障害者雇用の更なる進展に伴い、特別支援学校卒業後の就労、就労定着のために就労系障害福祉サービス事務所のみならず、雇用側の企業との連携強化が望まれる。就労定着率の向上を考えていくには3年5年といったある程度の期間が必要になるため、教員の就労系障害福祉サービス事業所、企業への訪問。就労系障害福祉サービス事業所、企業の学校見学。就職した後の情報共有・連絡相談などの相互の交流を期待したい。	2	学校卒業後の就労後まで見据えた切れ目のない支援を実施するため、特別支援学校等と区の障害者支援担当所管が緊密に連携を図りながら進路相談に取り組んでおります。また、区長の諮問機関である障害者自立支援協議会及び障害者差別解消支援地域協議会に、区の教育担当所管も参画し、地域における支援体制について協議をしているところです。今後も教育・福祉・雇用が相互連携し、支援体制の充実に取り組んでまいります。 また、教員の企業等への訪問については、固定学級、通級指導学級の設置校、特別支援教室の拠点校の校長が集まる会を施設の見学も含めて定期的に実施しております。今後も情報共有に努めてまいります。	教育支援課 障害者支援課
2	1	団体	FAX	第3章 取組の方向Ⅰ イメージ図 20ページ	【取組の方向Ⅰ 多様な子どもが共に学ぶための環境整備イメージ図】 ○中段 区立小・中学校 交流及び共同学習が、特別支援学級設置校のみとなっていますが、設置校以外の児童生徒にも機会を捉えて交流していただけないでしょうか。 ○この図では特別支援学校が孤立しているように見えます。地域の一員であることがわかるような図（配置）にしていきたいです。	1	いただいたご意見の趣旨を踏まえて、ご指摘の部分の図を修正いたします。	教育支援課
2	2	団体	FAX	第3章 取組の方向Ⅲ イメージ図 21ページ	【取組の方向Ⅲ 保護者や関係機関等との連携強化による切れ目のない支援体制の充実イメージ図】 ○小・中学校就学の下段の記載は小学校・中学校となっていますが、特別支援学校の児童・生徒も副籍等を通じて地域の学校の支援を受けていますので、“特別支援学校”も記載していただけないでしょうか。	1	いただいたご意見の趣旨を踏まえて、ご指摘の部分の図を修正いたします。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
2	3	団体	FAX	第3章 取組の方向Ⅲ イメージ図 21ページ	【取組の方向Ⅲ 保護者や関係機関等との連携強化による切れ目ない支援体制の充実イメージ図】 ○卒業後の下段に高校と大学、企業、ハローワークが併記されています。現況では中学校卒業後、ほとんどの生徒が特別支援学校高等部・高校に進学することを踏まえると、左側に、特別支援学校高等部・高校、右側には、高等部（高校）卒業後の進路について記載するとわかりやすいのではないのでしょうか。高等部卒後の進路としては、企業（や大学）の他、就労移行支援・就労継続支援・生活介護等通所施設があることも記載していただきたいです。その際、就労移行支援・就労継続支援・生活介護について用語解説をつけてください。障害者就労支援センターの利用は15歳以上ですので、図の通り（中学校）卒業後の下からの記載が適当と思われます。	1	いただいたご意見の趣旨を踏まえて、一部修正いたします。	教育支援課
2	4	団体	FAX	第3章 取組の方向Ⅲ イメージ図 21ページ	【取組の方向Ⅲ 保護者や関係機関等との連携強化による切れ目ない支援体制の充実イメージ図】 ○全年齢対象の項目に ・児童発達支援センターとありますが、こちらは未就学児が対象と思われます。 ・障害児相談支援事業所等とありますが、全年齢対象に含めるのであれば、障害児（者）相談支援事業所とするのはいかがでしょうか。	1	「児童発達支援センターには、就学前の幼児を対象に療育を行う「すくすくのびのび園」と18歳までの発達に支援の必要なお子さんご家族への相談支援等を行う「相談支援ひまわり」があります。 障害児相談支援事業所は、原則、相談支援ひまわり同様18歳までの相談です。18歳からは計画相談支援事業所での相談となりますが、この計画相談支援事業所は地域相談支援機能があり、全年齢の相談をすることが可能です。	教育支援課 障害者支援課
2	5	団体	FAX	第3章 取組の方向Ⅰ 実施策4 26ページ	【4 特別支援教育に関する校・園内研修会及び学識経験者による指導・助言】 ○R5 現状値が48%と低くなっています。どのような要因があると考えられるのでしょうか。	3	再度、集計をした結果、令和5年度の実施率は59%でしたので修正いたします。各校・園の研修の実施について、引き続き周知してまいります。	教育支援課
2	6	団体	FAX	第3章 取組の方向Ⅰ 実施策8 26ページ	【8 合理的配慮事例集の更新】 ○合理的配慮の提供事例集を作成して、定期的に事例の更新を行ってくださっていることに感謝しております。提供事例集6ページに、『本人、保護者からの合理的配慮の申出※これは、「合理的配慮」という言葉が使われない相談のことが多い。』とあるように、「保護者が合理的配慮についての知識を持っていないケースもあります。保護者と学校との間で丁寧な話し合いをすることが重要だと各教員にご理解いただきたいと思います。	2	合理的配慮の提供やその考え方が、より一層、各校・園の教職員に浸透していくことが必要であるという視点から、平成30年度に初めて作成し、以降隔年で改訂を重ねてきました。引き続き、推進事業3の「区立学校・園における合理的配慮の提供促進」の実施を通じて、教職員への理解啓発を図ってまいります。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
2	7	団体	FAX	第3章 取組の方向Ⅰ 実施策18 28ページ	【18 下目黒小学校知的障害特別支援学級の設置】 ○素案の5ページにあるように、知的障害特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあります。R11年に下目黒小学校に支援学級の設置を進めてくださっていることをありがたく感じております。その後も支援学級が不足することも予想されますので、引き続き、注視していただきたいです。また、中学校の支援学級の設置に関しても、早急にご検討くださるようお願いいたします。	2	今回の素案では、「推進事業7 区立小学校施設の計画的な更新・区立中学校新校舎の整備」として、「知的障害特別支援学級の新規設置」を掲げております。 新たな特別支援学級の設置につきましては、対象児童・生徒の推計を行うなど、将来的な見通しを立てながら、整備について検討してまいります。 なお、中学校の知的障害特別支援学級についても検討を進めていくため、実施策の名称を変更しました。	教育支援課
2	8	団体	FAX	第3章 取組の方向Ⅲ 実施策62 38ページ	【62 教育相談の充実】 ○教育相談における相談者と相談役は、どのような立場の方になるのでしょうか。どのような事業が教えていただければ幸いです。	1	区内の0歳から18歳までのお子さん本人とその保護者を対象に、心理の専門職が相談に応じております。子どもたちの健全育成のため、生活面や学習面、その他の子育てや育ちの諸問題についての教育相談事業を実施しております。	教育支援課
3	1	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 推進事業11) 30ページ	・インクルーシブ教育について、目黒区の場合、遅れていると思います。娘が小学校の情緒支援学級に在籍していますが、日常的に皆が通常級の子供たちと交流する機会は少なく、支援員がいなくても自分で通常級に移動して支援なく通常級の活動に参加できるレベルでないと、日常的には支援級は通常級とは分断された環境で学校生活を送っていると思います（課外活動時などは交流はありますが日常的にはありません）。例えば、朝の会は通常級で受けたり、副教科は支援員付き添いの上で通常級で受けたり、日常的に子供たちが顔と名前を覚えられる程度に交流をしてほしいです。	2	教育委員会では、交流及び共同学習の充実に向け、令和2年度から交流及び共同学習支援員の職を特別支援学級補助員の上級職として設置し、交流及び共同学習の企画・運営の補助を担い、円滑に進められるよう環境を整えております。今後も引き続き、各学校で学級や児童・生徒の実態や実情を踏まえ、計画的に取り組めるよう理解啓発を図ってまいります。	教育支援課
3	2	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 推進事業11) 30ページ	・インクルーシブ教育を促進するために、現在は、通常級と支援級の職員室が別棟ですが、まずは職員室から同じにしていくと、少なくとも先生同士の情報交流は促進されて、普段の子供たちの活動も、敷居がなくなると思います。	2	学校施設整備につきまして、多くの職員室は、学校規模から想定される教職員数に応じた事務机を整備しております。近年は、「チーム学校」の推進に伴い、非常勤教員だけではなく、スクール・サポート・スタッフなど様々な立場の人が学校教育に関わりを持つようになっています。そのため、それぞれが効率的な業務遂行に支障が生じないよう各学校が教職員スペースの充実のために整備しているところです。 今後も、教職員個々の執務のほか、教職員同士のコミュニケーションや協働、更に多様な外部人材や専門スタッフ等を含めた連携など「チーム学校」としての活動などを、より効率的、効果的に実現できることを目的に学校施設の整備を推進してまいります。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
3	3	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業13） 32・33ページ	・インクルーシブ教育を促進するために、特別支援教室に通う子の保護者・先生向け勉強会などを、通常級の先生方にも対象を広げてほしいと思います。通常級の先生方にも、支援教育の知識をもっと持っていただくことで、発達に課題がある子が通常級でも生活しやすくなったり、支援級と通常級の垣根がなくなっていくと思います。	2	全教員を対象とした特別支援教育に関する研修は、eラーニング研修を含み年間4講座実施し、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への指導・支援に関する理解啓発や、具体的な手だてを学ぶ機会としております。また、特別支援学級及び特別支援教室担当教員には、障害種別にテーマを設定し、教職員の資質向上を図っております。今後も、教育委員会としましては、様々な機会を通じて、特別支援教育に関する理解啓発を進めるとともに、教職員の実践力向上に努めてまいります。	教育支援課
3	4	個人	電子	第2章 ◇推進施策5 13ページ	・現在、情緒支援級に通っていますが、スクールバスを始めていただきたいです。特別支援学校にはスクールバスがあり、知的支援級はスクールバスはありませんが、通う学校が何とか徒歩圏内だったりすると思います。情緒支援級の場合、区に1つしかないのが保護者が毎日、（小学生以上は法律的に後部座席に乗せることができませんが、実際、）ほとんどの保護者が自転車の後部座席に子供を乗せて送り迎えをしています。子供が中学年以上になりますと、物理的に厳しくなりますが、公共交通機関では、時間がかかるので、やむをえず、多くの保護者が自転車を使っています。スクールバスを導入することで、この状況を改善したいです。あと、送迎の難しさから、情緒支援級を諦めている家庭にも、通うことのできる手段を区に用意していただきたいです。	4	令和3年4月に開設した小学校自閉症・情緒障害特別支援学級については、通学時間を考慮し、目黒区の中央に位置する五本木小学校に開設いたしました。	教育支援課
4	-	個人	電子	その他	目黒区の状況を反映したい考案だと思います。	6	ご理解いただきありがとうございます。	教育支援課
5	1	個人	電子	第2章 推進施策Ⅰ 8ページ	今回の素案を拝見して、通常級で学ぶ障害を持った子供への支援についての言及が少ないと感じました。 【p8の下から7行目】「支援体制を検討する必要」とありますが、「支援体制を強化し、推進する必要」としてください。 【p14の下から9行目】「特別支援学級や通級指導学級、特別支援教室の」とありますが、「特別支援学級や通級指導学級、特別支援教室、支援が必要な生徒の在籍する通常級の担当教員」としてください。	1	ご指摘のとおり、修正いたします。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
5	2	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 推進事業11） 30ページ	【11）交流及び共同学習の充実】のところに、支援が必要な生徒の在籍する通常級における施策がありません。支援が必要な生徒の在籍する通常級への共同学習支援員の配置はされないのでしょうか？すべての生徒に、学ぶ権利を保障していただきたいと思います。	4	交流及び共同学習支援員は、障害のある児童・生徒の介助等に加え、交流及び共同学習の企画補助、運営補助を行う特別支援学級に配置する会計年度任用職員です。通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒への支援については「推進事業14 特別支援教育支援員・特別支援学級補助員等の配置と専門性の向上」を掲げており、「特別支援教育支援員」の配置をするとともに必要な研修を実施することで、特別支援教育に関する資質・能力の向上を図ってまいります。 知的障害特別支援学級設置校、肢体不自由特別支援学級設置校、副籍交流実施校では、交流及び共同学習に係る教育課程を編成し、継続的に取り組めるよう年間指導計画に位置付けております。実施に当たっては、学級間または学校間で十分に連絡を取り合い、個々の実態に応じた様々な配慮を行いながら実施しているところです。今後も、推進事業11に上げているとおり、交流及び共同学習を推進してまいります。	教育支援課
5	3	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業14） 33ページ	【14）特別支援教育支援員・特別支援学級補助員等の配置と専門性の向上】 現在、通常級に在籍する支援が必要な生徒に対する特別支援教育支援員の配置は不足しています。その現状分析、および対策についての言及をお願いいたします。	3	特別支援教育支援員は、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒に対して、配置する有償ボランティアです。 令和3年度以降、登録者数及び配置数は増えています。引き続き、募集の周知を行うとともに、学校への登録者情報の提供を行ってまいります。	教育支援課
5	4	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅲ 実施策56 37ページ	【17）の56就学相談の充実】の中で「最も適した学びの場について」とありますが、この文言のもとに長く学校現場における差別、人権侵害がなされてきました。「最も適した学びの場について」という文言の削除を強く求めます。 また、就学相談の文章に「児童ならびに保護者の意向を尊重し」という言葉を加えてください。	3	区立小・中学校への就学にあたり、子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばすために、最も適した学びの場について、合意形成を図りながら、児童ならびに保護者とともに考え、就学相談を充実してまいります。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
6	-	個人	電子	その他	ギフテッド教育を積極的に考えていただきたいです。 知能レベルが著しく高い児童が、誕生月齢により自動的に学年を割り振られ、話の内容が合わない児童達と一緒に過ごさなければならない苦痛は計り知れません。 かと言って、単純に飛び級がふさわしいと思っているわけではなく、所属学級自体は月齢によるものでイベントなどは従来通りの参加の形にし、知能レベルが大きく関わる内容のみ取り出し授業や合理的な配慮をするのがベターかと思います。 例えば算数などは、現状だと単純すぎてあまりにもやる気を削がれる授業となっており、同学年の中で飛び抜けて算数ができる児童が頭の中で片付ける結果、逆に成績を取れなくなっています。現場の先生や管理職の先生に配慮を要求することは先生方の負担に繋がるため、知能が著しく高い児童への配慮の指針を示していただけると、先生も児童も家庭も過ごしやすくなると考えます。 また、特別支援教室において当該児童の精神的負担軽減をはかっていただくことはある程度意義がありますが、むしろ話の内容があわない児童と同室で過ごす可能性が所属学級以上に上がってしまう点が難点だと思います。知能レベルが高い児童は話があわない児童に対して露骨に嫌な顔をするのではなく、無理をして合わせようとし、その結果、余計にストレスをためることに繋がります。そして、特別支援教室の先生方にもさらなる負担をかけることにもなります。少しでも状況が改善されることを祈ります。	4	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の充実に向けて、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが可能な限り共にいきいきと学ぶ環境や、指導・支援のための教材・教具を整備するとともに、国や東京都の動向を踏まえ、検討を進めてまいります。	教育支援課
7	1	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ ◇推進施策2 27・28ページ	自閉症教育について 東京都では、もうかなり前から知的障害教育と自閉症教育の違いに着目し、別々の学級が編成できるよう、自閉症の教育課程を認めてきています。目黒区においても、自閉症学級ができていますので、多分その考えに沿って運営されているのではないかと思います。 自閉症の児童生徒に求められているのは構造化された学校生活です。時間的にも空間的にも、構造化された学校生活を保障してあげてください。特に小中学校の校舎改築の時の学校全体の構造化、さらにあらたな自閉症学級ができる場合の教室の構造化は、このように新規の計画の時点で理解していただかないと、実現しません。自閉症の児童生徒は、環境によってかなりの影響を受け、構造化された学校・学級・時間割の中では、とても穏やかに自分の力を発揮できます。その環境は知的障害の学級とは異なります。そのことが行政にはあまり理解されていなくて、知的障害と同様の環境にいる自閉症の方も多くいることを気の毒に思っています。「自閉症学級が設置されている学校には、学校全体が構造化された設計を行う。さらに自閉症学級には個別のスペースが確保できる環境をつくる」ことをきちんと明記していただきたい。	1	ご意見の趣旨を踏まえて修正します。	学校施設計画課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
7	2	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 実施策6 26ページ	「自閉症の児童生徒の通常の学級との交流や学校行事への参加について、個別的教育支援計画・個別指導計画に基づき、児童生徒の意志を尊重した柔軟な対応を行うこと」を明記してください。	2	個別的教育支援計画・個別指導計画は、障害のある児童・生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導や支援を行うために重要な役割を担っております。また、交流及び共同学習は、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。推進事業11「交流及び共同学習の充実」を掲げており、今後も学級間で十分に連絡を取り合い、一人ひとりの実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的・継続的かつ計画的に実施していけるよう交流及び共同学習を推進してまいります。	教育支援課
7	3	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ ◇推進施策2 27・28ページ	「通常の学級内に、クールダウンできるコーナーを作れるように、教室内の設計をレイアウトが工夫できる設計にする」こともお願いします。現在、自閉症等の児童生徒がパニックを起こしたときに、別室へ連れていくことが多いですが、諸外国では、教室内(教室の後ろ)にちょっとしたコーナーがあり、大パニックになる前に自ら離籍し、少しそこで落ち着くことができる場所が必ずあります。そのようなことも、付記していただけると、自閉症のみならず、発達障害の児童生徒の通常の学級での過ごし方が楽になってくるのではと思います。	3	近隣自治体の状況等を踏まえ、検討課題とします。 学校施設の設計については、運営時のレイアウトの工夫が可能となるよう配慮しながら進めていきます。	教育支援課 学校施設計画課
7	4	個人	電子	第3章 ◆取組の方向 19ページ	現在インクルーシブ教育の推進が叫ばれていますが、その成果を性急に求めすぎるのは、子供の負担過重になります。一律に、一緒に過ごす時間や交流を促進するのではなく、児童生徒一人一人の障害特性と気持ちとを最優先にする教育、特別支援教育においても「個別最適な学び」が保障されるような推進計画にしていだければと思います。以上、これは、私の立場での意見です。御検討いただければ幸いです。	2	国や東京都の動向を踏まえ、今回の素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としております。また、文部科学省では平成31年3月に「交流及び共同学習ガイド」を改訂しています。これらに示される交流及び共同学習の意義・目的を踏まえ、今回の素案では、「推進施策3 心のバリアフリーの推進」の中で「推進事業11 交流及び共同学習の充実」などを掲げ、より一層の充実に取り組んでまいります。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
8	-	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業14） 33ページ	いつも子どもたちが健やかな成長、生活を送れるよう、細やかなご配慮を頂きましてありがとうございます。ハンデのある子どもを育てる親にとっても目黒区はとても暮らしやすく感じております。 目黒区特別支援教育推進計画素案を読み、今後はより普通級の中でインクルーシブ教育が浸透していきそうな期待ももてました。しかし、中学校に関しては現状、普通級での支援が必要な子へのサポートは充実していないと聞いております。この推進計画の中にも、支援級の新設は記載されていましたが、小学校の様な学習支援員を配置したり等の配慮はないように感じました。小学校、中学校は義務教育です。ハンデのある子も安心して地域の中学校に進学できる環境にしていきたいです。中学校の現状が変わらなければ、ハンデのある子は地域の中学校に行きたくても、支援がない故に支援級、支援学校を選ばざるをえない状況は続いてしまいます。息子は現在4年生です。私も息子も普通級で過ごす素晴らしさを4年間を通して何度も感じてきました。もちろん大変なこともあります。お友達と関わりをもてることへの喜びには変えられません。 既に中学校の学校公開に行ったりして小学校卒業後のことをいろいろ考えておりますが、現状は全く答えが出ません。小学校の様に中学校でも普通級に支援員さんを配置し、サポート体制を整えていただけたら安心して中学校生活も送れると思います。ですので、素案に中学校の普通級での学習支援員さんの配置のご検討をお願いいたします。	2	通常の学級に在籍し学習面及び生活面で特別な支援を要する児童・生徒に対し、安全確保、身辺自立支援、授業参加支援、コミュニケーション支援をするため、特別支援教育支援員を配置しております。特別支援教育支援員の配置については、各小・中学校からの要請を受け、就学相談係特別教育主任専門員が学校を訪問し、学習・行動面の観察を行い、支援員配置、及び配置時数を決定しております。なお、今回の素案では、「推進事業14 特別支援教育支援員・特別支援学級補助員等の配置と専門性の向上」を掲げております。	教育支援課
9	-	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業14） 33ページ	昨年度より、別室指導支援員をやっております。教室で過ごすのが難しい子どもたちへの支援として有効であることは確かですが、そこで何をしたらいいのか模索しています。区としてどのような方向を目指しているのか（教室への復帰をめざすのか、自主的活動の場とするのかなど）を示してほしいと思います。そのうえで、専門性を磨く研修の場、先生たちやSC・SSWと話し合ったり情報共有する時間・場が必要です。民間のフリースクールの情報を得る機会もあるといいと思っています。また、学習用具や子どもたちがほっと過ごすための道具（例えば、ボードゲーム、手芸・工作材料など）がそろっているわけではなく、ボランティア支援員が補充しているのが現状です。新たな計画の中に、専門性を磨く研修・情報共有の場をつくることと予算の拡充を入れていただきたく思います。	3	義務教育の目的は、国家・社会の形成者として共通に求められる最低限の基盤的な資質の育成です。このことから学校教育では、社会的自立に向けて成長を支えています。子どもたちの成長の過程は一人ひとり違うものです。校内別室指導では、利用する子どもの状態に合わせて、利用者が義務教育修了までに社会的自立の成長を最大限教授できるよう、適切な支援を実施していきます。 また教育委員会では、不登校を含め子どもたちの困り感の理解や指導・支援等に係る教員研修を実施しておりますが、それ以上に、子どもに関わる教職員一人ひとりが自己研鑽に努められること、関係者の情報共有等や各学校において創意工夫して取り組まれることを期待しております。そのため、教材・教具、人材育成や関係者の連携といった子どもを取り巻く環境として必要なのは、各校の管理職にご相談いただき、より良い子どもたちへの支援の実施にお取り組みください。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
10	1	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業15） 33～35ページ	現在、娘が特別支援教室に通ってお世話になっております。 ・沢山の先生方が関わり時間をかけて作成した就学支援の資料ですが、全く生かされていないと感じます。	2	特別支援教室で指導を受けている児童・生徒については、学校生活支援シート（個別的教育支援計画）及び個別指導計画を作成しております。巡回指導教員及び在籍学級担任が連携し活用しておりますが、実施策15「特別新教室の運営を指導・助言するアドバイザーの活用」を掲げており、より一層指導を充実してまいります。	教育支援課
10	2	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業15） 33～35ページ	・特別支援教室の先生の増員・教員の知識の向上は切実な願いです。 ひとり1人にあった支援でなければ、二次障害につながり、子どもは苦しめられます。	2	教育委員会では、全教員を対象とした特別支援教育に関する研修を、eラーニング研修を含み年間4講座実施し、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への指導・支援に関する理解啓発や、具体的な手だてを学ぶ機会としています。また、特別支援学級及び特別支援教室担当教員には、障害種別にテーマを設定し、教職員の資質向上を図っています。今後も、様々な機会を通じて、特別支援教育に関する理解啓発を進めるとともに、教員一人ひとりの専門性向上に努めてまいります。	教育支援課
10	3	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業15） 33～35ページ	・タブレット利用については、注意が必要だと感じています。感覚過敏で光が苦手な子が長い時間、端末を利用することに、危機感を感じます。	4	児童・生徒が学習用情報端末の多様な使い方を知り、自分自身の状況に合わせて使用場面や使用教材を適切に選択できるようにすることを重点に、研修等にも含めながら取り組んでおります。ICTを活用した教育をより一層推進していくために、今後も引き続き、保護者や地域の方々の理解や協力を得ながら進めてまいります。	教育支援課
10	4	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業15） 33～35ページ	【提案】 ・特別支援教室の時間を利用して、定期的にカウンセリング（発達障害の知識がある先生）の時間をつくる。	5	特別支援教室は、対象児童・生徒が抱えている障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することによって、可能な限り多くの時間、在籍学級で有意義な学校生活を送ることができるようになることが目的です。そのため、障害に応じた特別の指導を行う場として位置付けております。なお、集団適応等の問題解決並びに発達障害等の支援のため、区立学校・園にスクールカウンセラーを派遣しております。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
10	5	個人	電子	その他	・特別支援教育についてではありませんが、0歳～3歳児健診時、発達障害や何かの病気か、相談したところ、カウンセリングに回され「ママ友を作りなさい」などという助けにならないアドバイスを頂いただけでした。小児科の先生についても、発達障害の知識を身につけていただき、早期発見につなげていただきたいと思います。	6	区では早期に病気や発達障害を発見・対応することで早期治療による健康維持を図るため、4か月児及び3歳児の健康診査を集団健診として実施しております。健康診査での子どもの発達の評価については、保護者の方から普段の様子を伺ったり、当日の様子をみて、医師や心理士が発達に関する個別の相談事業や児童発達支援センター、医療機関等へ相談する必要性の有無を確認しております。また幼児の健康な発育・発達を促すため、その保護者に保健相談や心理相談を行い、育児不安の軽減や虐待等の早期発見・予防に努めております。引き続き、定期健康診査とあわせて 個々の相談にも応じ、保護者の不安を軽減できるよう努めてまいります。	保健予防課
11	1	議会	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 推進事業7） 28ページ	特別支援教育とは、障害のある子供たちの自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。目黒の子どもたちが一般の教育から排除されずに、子どもたちの教育的ニーズに応じた学びの場を保障するインクルーシブ教育を進めるために、以下意見を述べます。 1. インクルーシブ教育システムの構築について （1） インクルーシブ教育実現のための基礎的環境整備と合理的配慮などに力を尽くすこと。特に、身体障害などでエレベーターの設置や、バリアフリートイレ、スクールバスなど、様々な障害に合った教育環境の整備を具体的に計画に明記すること。	1	ご意見の趣旨を踏まえて修正します。 また、合理的配慮につきましては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」に基づき、幼児・児童・生徒及びその保護者から相談があり、実施に伴う負担が過重でない範囲において提供に努めております。	教育支援課 学校施設計画課
11	2	議会	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 推進事業7） 28ページ	（2） 特別支援学級のニーズ増加に伴い、その拡充が求められる。区立小中学校の教室を確保し、計画的に増設していくこと。	3	特別支援学級の整備については、児童・生徒数の推計を行うなど将来的な見通しを立てながら検討を図る必要があります。ご意見の趣旨を踏まえ、学校側のニーズを把握しながら、必要に応じて、教室の確保や増設など、施設面での対応を行ってまいります。	教育支援課 学校施設計画課
11	3	議会	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 実施策18 28ページ	（3） 東部地区、下目黒小に新たに設置予定の特別支援学級について 下目黒小学校の建て替えに伴い、令和11年度の学校サポートセンター跡地への仮校舎移転、その後PFI方式によって作られる予定の下目黒小学校建て替え時の特別支援学級においては、子どもや保護者の要望をきちんと反映する体制を作ること。	3	小中学校の新校舎建設に当たっては、地域懇談会を開催し、地域や保護者の皆様から様々なご意見をいただいております。また、それ以外にも教職員や保護者からのご意見も、可能な限り設計等に反映させているところです。今後も引き続き、多くの方のご意見をお聞きしながら計画を進めてまいります。	教育支援課 学校施設計画課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
11	4	議会	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業14） 33ページ	（4） 特別支援教育支援員の増員を行うこと 特別支援教育支援員の人材不足が深刻な状況となっている。そのため、第5次計画では、現場の運営体制を指導・助言するアドバイザー派遣が盛り込まれた。アドバイザー派遣も必要な措置だが、現場の深刻な人手不足に対応するため、支援員をきちんと増員すること。	3	特別支援教育支援員は、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒に対して、配置する有償ボランティアです。 令和3年度以降、登録者数及び配置数は増えています。引き続き、募集の周知を行うとともに、学校への登録者情報の提供を行ってまいります。	教育支援課
11	5	議会	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業14） 33ページ	（5） 教職員の人材確保が困難と言われている。計画の中で、特別支援教育支援員の人材確保のための具体的な手立てを図ること。	3	特別支援教育支援員は、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒に対して、配置する有償ボランティアです。 令和3年度以降、登録者数及び配置数は増えています。引き続き、募集の周知を行うとともに、学校への登録者情報の提供を行ってまいります。	教育支援課
11	6	議会	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 推進事業6） 27・28ページ	（6） 2021年に東京都は特別支援教室の人員配置基準を児童10人に対し、1人を12人に対し1人に引き下げた。教育環境の維持向上を図るため、教員1人当たりの児童・生徒数を減らし、人員配置を手厚くすること。目黒区独自で加配することも含め、人員配置を拡充すること。	4	いただいたご意見を踏まえ、教育環境の維持向上のための人員配置について、東京都と連携しながら検討してまいります。	教育指導課
11	7	議会	電子	第3章 取組の方向Ⅲ ◇推進施策6 38・39ページ	2. 保護者との連携について 日中働いている保護者やひとり親家庭、医療的ケアが必要な子どもを抱える保護者などの家庭での困難解決について、子育て支援部や健康福祉部と協力しながら支援できる体制を確立する計画を持つこと。	3	学童保育クラブ利用申請にあたり、保護者から児童の状況聞き取りや、保育参観などにより支援内容を把握しております。日々の連絡帳、個人面談などで保護者とコミュニケーションを図るとともに、引き続き必要に応じて学校、関係機関と連携して支援してまいります。 また、令和6年度に改定された目黒区障害者計画では、ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実として、障害福祉サービスの質の確保・向上や、障害児支援体制の充実を図ることとしております。家庭が抱える困難に寄り添いながら、子育て施策と障害福祉施策で緊密に連携を図っているところです。引き続き取り組みを続けてまいります。	教育支援課 放課後子ども対策課 障害者支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
11	8	議会	電子	第3章 取組の方向Ⅲ ◇推進施策6 38・39ページ	3. 関係機関等と連携した支援体制の強化について 計画案では、医療的ケア児の受け入れを行なっている学童保育クラブとの連携の強化が示されている。医療的ケア児のみならず、さまざまな障害を抱える子どもの放課後の居場所の確保についても、教育委員会と子育て支援部・健康福祉部と連携してさらに推進すること。 以上	2	医療的ケア児に関しては、家庭、学校、学童保育クラブ共通の連絡帳により児童の状況を共有するなど連携を図ったり、障害のある児童全般に関しては、年度ごとに学校と懇談する機会を作り、児童の状況の共有に努めております。引き続き、関係機関との連携を図ることで、様々な障害のある子どもにとって、安全安心な放課後の居場所を確保してまいります。 また、障害のある児童の放課後の居場所として、障害児通所サービスのひとつである放課後等デイサービスがあります。区では、個々の心身の状態や生活スタイルに応じて、各種サービスを利用していただけよう相談を受けています。引き続き教育・子育て・障害福祉の各施策の緊密な連携に努めてまいります。	教育支援課 放課後子ども対策課 障害者支援課
12	1	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業15) 33～35ページ	○特別支援教育に関わる教師の専門性の向上については、文科省も求めています。採用後～10年目にすべきこと、中堅（10年目～）、管理職とそれぞれの段階に応じて必要な視点・研修等を具体的に示しています。第5次推進計画では、教師の段階に応じた特別支援教育の専門性の向上について明記するべきであると思います。特に「採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験」については、教師が専門性を向上させ理解を深める上で最も良い手段と思われるので、明記を要望いたします。	4	教員は法律によって定期的に研修を受ける義務があり、職務を遂行するために絶えず研究と修養に努め、自身の資質・能力の向上を図っております。 教育委員会では、通常の学級を担当する教員が特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりに応じた指導法を身に付けることを目的とし、採用1年目の教員に、知的障害特別支援学級において実際に指導・支援する悉皆研修を行っております。また、特別支援教室・特別支援学級を担当する教員については、専門性を一層向上させるため、障害種別に応じた研修を実施しております。さらに、各校・園の主任・主幹教諭を対象とした研修では、受講した教員が所属校・園の全教員に対して伝達研修を行うことで、特別支援教育の視点をもつ教員の育成につなげております。 なお、「採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験」するためには、初任校で通常の学級を経験した教員が初めて異動する際に、特別支援教室・特別支援学級に配置されるようにしていくことが有効であることから、東京都教育委員会と連携して取り組んでまいります。	教育支援課 教育指導課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
12	2	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業15） 33～35ページ	○教師が専門性をどのくらい習得しているか、研修を受講するだけでなく、アウトプットしていく仕組みの構築をするべきではないでしょうか。	2	教員は法律によって定期的に研修を受ける義務があり、職務を遂行するために絶えず研究と修養に努め、自身の資質・能力の向上を図っております。 教育委員会では、通常の学級を担当する教員が特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりに応じた指導法を身に付けることを目的とし、採用1年目の教員に、知的障害特別支援学級において実際に指導・支援する悉皆研修を行っております。また、特別支援教室・特別支援学級を担当する教員については、専門性を一層向上させるため、障害種別に応じた研修を実施しております。さらに、各校・園の主任・主幹教諭を対象とした研修では、受講した教員が所属校・園の全教員に対して伝達研修を行うことで、特別支援教育の視点をもつ教員の育成につなげております。	教育支援課 教育指導課
12	3	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業15） 33～35ページ	○文科省は教育委員会の指導主事の専門性も重要であると指摘しています。学校を指導する指導主事が特別支援教育について十分理解していなければ、適切な指導が行き渡ることとは困難です。指導主事の研修を徹底することも明記すべきと考えます。	4	区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事の専門性向上を図るために、東京都教育委員会主催の「特別支援教育担当指導主事等連絡協議会」に参加し、施策の説明や周知、協議や意見交換を行っております。また、東京都教育委員会主催の指導主事任用時、年次研修に参加し、指導主事としての必要な資質・能力の向上に向けて取り組んでおります。	教育支援課 教育指導課
12	4	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 推進事業10） 30ページ	○特別支援教育の推進は特別支援学級や特別支援学校よりもむしろ通常の学級の中でその困難さが露呈しているように感じています。通常の学級で実施している特別支援教育に関してより多くの保護者や地域の皆さまに理解を深めていただけるような計画も推進するべきではないでしょうか。	2	今回の素案では、現行計画における取組の成果と課題において、「特別支援教育に対する理解を深めてもらうため、保護者・区民向けに今後も理解啓発を継続的に行うことが必要」としています。 そこで、「推進施策3 心のバリアフリーの推進」の「推進事業10 保護者・区民への理解啓発」を掲げ、特別支援教育講演会の実施のほか、きょういく広報、区報・区公式ウェブサイト等による理解啓発、就学相談のしおりや啓発リーフレットの配布といった多角的な実施策に取り組んでまいります。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
13	1	個人	電子	第2章 1 5ページ	①素案の【p5】には、目黒区在住の特別支援学校児童・生徒数の年度別推移が掲載されていますが、私立・国立に通っている児童生徒の数が反映されていないのはなぜですか？私立・国立に通学している児童生徒は、この特別支援教育推進計画の事業の枠から全てが外されているのでしょうか？区民である限り、必要と認められれば、支援を受けられるようにしていただきたいと願います。私立・国立に在学でも、東根小の聴こえとことばの教室に通えたりなど、その生徒児童の意向を尊重していただきたいと思います。	5	私立・国立の特別支援学校に通学している児童・生徒の数を正確に把握することが困難であるため、年度推移には掲載しておりません。 また、区の通級指導については、東京都の「公立小学校及び中学校通級指導学級等設置要綱」に基づき実施しており、東根小学校の「きこえとことばの教室」の通級対象については、区立小学校に通学する児童とさせていただいております。	教育支援課
13	2	個人	電子	第2章 2 6ページ	②【p6】校・園内委員会開催ですが、月一回以上開催すること、と決めていただきたいと願います。開催頻度は誰が決めるのでしょうか、学校によって違いがあるのは、区内公平ではないと感じます。	2	各学校では、校長が特別支援教育を視野に入れた学校経営を行っております。校内委員会の設置につきましては、各学校の規模や校内組織等によって異なるため、各校の実情に応じた設置方法で校内の支援体制を構築しております。	教育支援課
13	3	個人	電子	第2章 2 7ページ	③【p7】特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級担当教員が指名可能であることは、各学校はわかっているのでしょうか。通常の学級担任や専科担当教員がコーディネーターとしての職務を十分に果たしているとは思えません。やはり専門的知識のある特別支援学級担当教員を必ず含め、指名すべきではないでしょうか。	2	学校内での教育支援体制を確立するために、校長は校内の支援体制を構築し、効果的な運営が行えるよう各学校の実情に応じて、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けています。特別支援教育コーディネーターの機能強化、人材育成、円滑な引継ぎ等は、推進施策1に取り上げており、研修等を活用し、対応の質を高められるよう努めてまいります。	教育支援課
13	4	個人	電子	第2章 2 8ページ	④【p8】【今後の課題】■2点目。生活上の困難を的確に把握し対応するためには、ここに挙げられた職の他、SSWや、社会福祉士といった、福祉の視野も入れることが大切だと思います。	1	計画事業を推進するに当たり、ご意見の趣旨を踏まえて取り組みます。	教育支援課
13	5	個人	電子	第2章 2 9ページ	⑤【p9】ICTの活用が特別支援教育の推進になる場合と、ならない場合があると感じています。例えば、プロジェクターを見て授業を進めることが全ての生徒児童の学びの推進になるとは思えません。それぞれの特性を理解して、支援を必要としている児童生徒が困難を抱えないよう配慮するべきだと考えます。そもそも、「ICTを使っの授業」が上手な先生とそうでない先生がいらっしゃるので、先生のスキルを上げることも大切だと思います。	2	児童・生徒が学習用情報端末の多様な使い方を知り、自分自身の状況に合わせて使用場面や使用教材を適切に選択できるようにすることを重点に、研修等にも含めながら取り組んでおります。ICTを活用した教育をより一層推進していくために、今後も引き続き、保護者や地域の方々の理解や協力を得ながら進めてまいります。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
13	6	個人	電子	第2章 2 14ページ	⑥【p 14】【今後の課題】■特別支援教育支援員は、重要な役割を担っているならば、長年のキャリアがあったり、有能な支援員を有償ボランティアで採用するだけでなく、会計年度職員で採用するなど、2択できる仕組みを考えてもらえませんか。教員の免許があって時給が高いのはいいのですが、扶養の範囲で活動すると、あっという間に130万を越えてしまいます。支援員として働きたいのに、働けない状況を抱えている支援員が多いです。それとも、とにかく手があればよく、支援員の資質はあまり関係ないとお考えでしょうか。「ボランティア」でいいのでしょうか。	4	近隣自治体の状況等を踏まえ、検討課題とします。	教育支援課
13	7	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅲ イメージ図 21ページ	⑦【p 21】取組の方向Ⅲイメージ図の一番上に「地域の皆さん」と記載されていますが、「地域の皆さん」がどのように関与するのか、よくわかりません。	2	今回の素案では、「推進事業10 保護者・区民への理解啓発」を掲げ、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒について理解を深めてもらうことで、地域での関わりや見守りに生かしていただきたいと考えております。	教育支援課
13	8	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅲ イメージ図 21ページ	また、校・園内委員会には、特別支援教育支援員は入っておらず何が話されているのかわかりません。ですが、委員会の内容の報告は受けたいと思っています。先生方が対象の児童生徒をどのように対応していきたいと他の先生方へ伝えているのかなど、情報を共有していただいたほうが、支援の充実を図れると思います。	2	各学校では、校長が特別支援教育を視野に入れた学校経営を行っております。校内委員会の設置につきましては、各学校の規模や校内組織等によって異なるため、各校の実情に応じた設置方法で校内の支援体制を構築しております。	教育支援課
13	9	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 実施策8・9 26ページ	⑧【p 26】8・9 特別支援教育支援員も共有させていただきたいと思います。なぜなら保護者は、特別支援教育支援員は「ボランティアで採用されている」とは知らず、「専門的知識をしっかりと持ったうえで仕事をしている人」と思っています。特別支援教育支援員も日々、研鑽を積むべきだと考えます。	2	特別支援教育支援員の活動を行うに当たり、名簿登録前講習・必修研修・個別研修を実施するとともに、教育委員会の特別支援教育主任専門員及び心理士が定期的に学校に訪問し、適切な支援活動等について指導・助言を行ってまいります。推進事業14にも取り上げておりますので、今後も専門性向上に努めてまいります。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
13	10	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 実施策19 29ページ	⑨【p29】19 人権教育は、教職員だけでなく、学校内で、生徒児童に接する全ての 人に必要だと思います。（主事、用務、支援員など含む）	3	各学校においては、教育活動全体を通して組織的・計画的に人権 教育を推進することが大切であり、用務主事等の学校事務職員や 各支援員を含む全ての教職員の人権感覚を磨くことが重要である と捉えており、「目黒区人権感覚チェックシート」は教員・福祉 系職員版だけでなく、一般事務・医療技術・技能・業務系職員版 を作成して活用しております。引き続き、学校で児童・生徒が関 わる全ての大人の人権意識を高められるよう、各職の研修の機会 等を活用して理解啓発を行ってまいります。	教育指導課
13	11	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 実施策38 33ページ	⑩【p33】新規の校内別室指導支援員については、その支援員の職務内容に学習の要 素が入ってくるのなら、教員免許や心理士を持つ人材の採用を望みます。	4	校内別室指導支援員には、利用する子どもに寄り添いながら、見 守りや話し相手、相談や学びの伴走支援など、求められる役割は 多岐に渡ります。加えて、学校には教員免許を持つ教員や補助的 教員、心理士の資格を持つスクールカウンセラーが配置されてお ります。校内別室の利用者に教員等が関わることは可能であり、 スクールカウンセラーと相談することもできます。このような環 境の中で、子どもたちの社会的自立に向けた成長を支える関わり には、違った人生経験等も大きな働きをするものと考えます。校 内別室指導支援員の採用に教員免許や心理士等の資格を要件とす ることも含め、他自治体の本事業の運用の状況や利用する子ども たちの実態把握と適切な支援について調査・研究してまいりま す。	教育支援課
13	12	個人	電子	検討委員会委員 等名簿 46ページ	⑪【p46】近年、就学時前施設として保育園を選ぶ家庭がほとんどにも関わらず、推 進計画検討委員会に保育園長、そして区内には私立幼稚園が多いのにも関わらず、私立 幼稚園長が委員になっていないのは残念です。それに加えて、療育施設のすくすくのび のび園園長もです。これでは、就学時前相談の推進の計画に生かすことができないので はないでしょうか。現場の声が反映できません。	6	ご指摘いただいた事項につきましては、ご意見として承ります。 今回の素案では、p.2の「4 計画の対象」で、本計画の対象者 は、「区立幼稚園・こども園に在籍している幼児、区立小・中学 校に在籍している児童・生徒、目黒区在住で特別支援学校の小・ 中学部に在籍している児童・生徒、保護者、教職員」としていま す。区立保育園については所管課長である保育課長、すくすくの びのび園については所管課である障害者支援課長が検討委員会委 員になっております。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
14	1	個人	電子	その他	区の皆様、学校関係者の皆様には、いつもすべての子どもたちの学ぶ環境をよりよくするためにご尽力いただき、ありがとうございます。障がいある我が子にもいつも多大な配慮をいただき、恵まれた環境で小学校生活を送れており、個人的には私が出会った関係者の皆様に大変感謝しております。ただ今回の計画素案を拝見し、書類上は旧態依然とした特別支援教育の在り方で目黒区の行政がいまだに進められようとしていることに驚きを禁じえません。 まず何度も「インクルーシブ教育システムの構築」・「心のバリアフリーの推進」に向けとありますが、今の日本の分ける教育はインクルーシブではありません。インクルーシブ教育システムという日本独自の制度で、世界的に成功しているインクルーシブ教育とは違う方向を向いています。以前の障がいある子が学べなかった時代には、場を用意してあげることがまず第一歩だったかもしれません。ですがそれはもう何十年も前の姿です。すべての子どもに学ぶ権利がある事が当たり前になった現在において、分離された場所を用意することにこだわる理由は、子どものためでしょうか？大人の都合、学校運営、オペレーションをスムーズにすることが目的になってはいませんか？ 何度も出てくる心のバリアフリーの推進は分けることから生まれません。共に育つことからしか生まれません。我々大人はインクルーシブ教育システムで分けられて学んできたので、心のバリアが残ったままなのではないでしょうか？私も子どものころから、学校でたくさん障がい者を差別しないための道徳授業、講演さいてきましたが、バリアがあります。ですが、障がいある子とともに学ぶ機会に偶然恵まれた、いまの子どもたちの方がよほど心のバリアフリーが進んでいると長男、次男を見て感じています。	4	国や東京都の動向を踏まえ、今回の素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としております。	教育支援課
14	2	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 推進事業11） 30・31ページ	■支援級が通常級と交流している。交流していくとありますが、目黒区では全く真の交流をしていません。お客様です。現在の方法ではより自分とは違う人たちだと感じるだけです。正直、自分のペースで息子が学び、通常級の友達とももっと共に暮らせる大阪モデルの支援級なら、選んだかもしれません。しかし、現在の目黒区の支援級の在り方は学習の特別支援を受けるなら、通常級の友達とは交われない。インクルーシブに過ごせないものになっており、インクルーシブに学校で過ごすためには、通常級を選び、学習をある意味、あきらめることにもつながっています。 （息子の場合は幸い、先生方、支援員の方々が学ぶ環境づくりにもご尽力くださっていますが、それは幸運な奇跡なのかもしれません）	2	交流及び共同学習は、学習指導要領等においても実施に努めることとされており、共生社会の実現に向けた重要な取組として認識しております。今後も、推進事業11に取り上げているとおり、全校・園での交流及び共同学習の推進に向けて、交流及び共同学習を進めていくうえでの留意点を示すとともに、交流及び共同学習を含む「特別支援教育研修」を実施してまいります。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
14	3	個人	電子	その他	■知的障がいがある場合は、通級に通えないことも、真のインクルーシブ教育で過ごしたい子どもの学ぶ権利を奪っています。障がいを区分分けし、情緒、知的と分けている理由は何でしょうか？大人都合ではないでしょうか。	6	国や東京都の動向を踏まえ、今回の素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としております。	教育支援課
14	4	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅱ 実施策4 9 35ページ	■特別支援教育の専門家の巡回も特別支援学級に限られているのはなぜでしょうか。通常級で支援を受け学んでいる子がたくさんいることを皆さんご存じのはずです。すべての場に派遣すべきだと思います。	2	通常の学級につきましては、特別支援教育主任専門員及び教育相談員が、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の実態把握と特別支援教育支援員配置時数の是非の検討及び支援の手だて等の助言のため、定期巡回訪問や派遣要請による訪問を行っております。	教育支援課 教育指導課
14	5	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ ◇推進施策2 27・28ページ	■これだけ特別支援教育が必要な子が増えていくなか、場を用意する事を続けていくとどこかで限界が来るのではないのでしょうか。いまある通常学級の場を障がいあるなしに関わらず、すべての子が特別な支援を受けて共に楽しく学べる場になるよう整えていくよう、どうかどうか1クラスの人数を減らす、1クラスに対する教員支援員の数を増やす、特別支援の専門家を派遣するなどして、整えていく方向にシフトチェンジしてください。	4	国や東京都の動向を踏まえ、今回の素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としております。	教育支援課 教育指導課
14	6	個人	電子	その他	実際、教育現場の皆さん、保護者の皆さんと日々接していて、同じ志の方たくさん出会います。なので幸せな学校生活を息子は過ごせています。本当に感謝しております。なので日本独自のインクルーシブ教育システムから脱却できる力が目黒区にはあると信じています。 ぜひこの街から、始められることに着手してほしいです。	4	国や東京都の動向を踏まえ、今回の素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としております。	教育支援課
15	1	個人	電子	第2章 2 7ページ	私は区内の小学校で特別支援教育支援員をしています。その中で日々感じることから、以下の2点を要望します。 1. 特別支援教育コーディネーターは教員の兼任ではなく、専門的な知見・経験のある人材を専任で各学校に配置して欲しい。 支援員として特別支援教育コーディネーターと話す機会がまったくないので、現場の状況や考えを伝えられません。本来は保護者の方、担任の先生、関わる先生方と協力しチームとして支援したいと思いますが、コーディネーターによる橋渡しもありません。教員が兼務するのは、職務内容的にも時間的にも無理があるのではないのでしょうか。	2	学校内での教育支援体制を確立するために、校長は校内の支援体制を構築し、効果的な運営が行えるよう各学校の実情に応じて、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けています。特別支援教育コーディネーターの機能強化、人材育成、円滑な引継ぎ等は、推進施策1に取り上げており、研修等を活用し、対応の質を高められるよう努めてまいります。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
15	2	個人	電子	第3章 取組の方向 19ページ	2. 「特別な支援の必要な子」と「そうでない子」を分けて、前者だけに特別支援教育を施そうとするシステムを改めて欲しい。 すべての子どもに「個別最適な学び」を保障するということは、すべての子どもに「個別の教育的ニーズ」があると認め、すべての子どもに「合理的配慮」をすることであり、すべての子どもを差別せず扱うことであり、画一的な教育をやめることだと思います。現状では、明らかに支援をした方がよいと思われる子ども、保護者の要望がないために放置されているケースが見られます。逆に、少しの支援があれば教室で他の子ども達と一緒に学べるとと思われる子が、「特別な支援の必要な子（＝できない子、欠けている子）」というレッテルを貼られて特別支援教室に行くケースも見られます。大人がそうやって線引きする姿を見て、子ども達もお互いの間に線を引くようになり、「心のバリア」を築いてしまいます。それでは真の意味でのインクルーシブ教育とは言えないと思います。	4	国や東京都の動向を踏まえ、今回の素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としております。	教育支援課
16	-	個人	電子	第2章 2 推進施策 5 14ページ	お世話になります。教育委員会のご担当者様におかれましては、子供達の未来のために特別支援教育推進にご尽力いただきありがとうございます。私の子どもは目黒区立小学校に通っています。今年になって不登校児童となったことから、正直、当計画を初めて大きな関心を持って拝見させていただきました。私の誤認があったらご教示いただきたいのですが、私の要望を以下に記します。 要望事項: 教育確保法の「校内教育支援センター」及び文科省COCOLOプランの"誰1人取り残されない学びの保障の実現"として、「不登校児童等の校内の居場所(中間的な教室)作り」の具体策、目標値を当計画内に含めていただきたい。目標年は一年毎。わかりやすく説明するならば、元広島県教育長の平川理恵さんが横浜市内中学校で実現した校内フリースクール的なものをイメージしています。当計画内でいえば、「校内別室指導支援員の配置状況」p14が関連事項として該当しますでしょうか。(当計画内の特別支援教室とは別物と認識していますがいかがでしょうか)	3	OECDの調査など、学力等の世界的な調査で上位を保つ日本の状況から、近代、日本が作り上げてきた教育システム、学校教育は、子どもたちの社会的な自立に向けた成長をしっかりと支えてきていると捉えられます。 しかしながら、世界規模での社会情勢の変化やその変化の速さから、様々な多様化が進んでいる中で、子どもたちの学びの場、成長の場にも変化が求められていると考えています。 誰一人取り残さない学びの場として、本区ではめぐろ学校サポートセンター内に学習支援教室「めぐろエミール」を設置しており、さらなる場として東根住区センター児童館での室外指導を施行しているところです。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
					要望の背景： 校内に不登校児童等の居場所を求めています。（希望者は誰でも使える部屋）私の娘を含め、学校には行きたいけど行けない事情や特性を抱えた子がたくさんいます。例えば、教室にはいたくない、入れない、保健室なら登校できるけど他の生徒にみつかりたくない、教室でじっと座っていることが苦手、先生のことが嫌い、やりたいことがある、など多様です。子供達は他の学校に行きたいのではなく、自分の学校に通いたいのです。不登校だと学校とのつながりが絶たれてしまっているのが現状です。取り残されている感がとてもあります。 子供たちの1日、1年は貴重です。来年度、再来年度の目標にされては私の娘は小学校を卒業してしまいますので直近の課題として取り組んでいただきたいです。当然予算、人員不足の大きな課題があるかと推測しますが、そこはやる気と工夫で取り組んでいただきたいです。行政にお任せしきりではなく保護者側の尽力も必要であることは承知。行政、学校、保護者、ボランティアの方々が連携して取り組める様、先導いただきたいです。 ご担当者の方々、ご自身にお子様がおられた場合、突然学校に行かなくなった場合どうされますか？共働きの家庭が多い中、子供を1人残して仕事に行くのは辛いし、心配しかありませんが、そうせざるを得ないのです。子供も学校に行きたい、保護者も安全な場所(学校)に子供にいて欲しいのです。是非ご検討のほどお願い致します。		また、学校では各校の校内努力で、保健室や学校図書館といった教室以外の場を活用し、校内別室として不登校対応に取り組んできております。 現在、不登校支援の一つとして、都の校内別室指導支援員配置事業を活用し、全区立中学校に校内別室を整備し、支援員による指導・支援を行っております。スペースの確保等が難しいことから、小学校への展開については、本事業の効果を検証するとともに、他の支援についても調査・研究し検討してまいります。 それでも、子どもたちにとっての一年は、義務教育を享受できる貴重な一年です。現時点でお困りについては、お子様の在籍する学校と相談し、一緒に対応していくようお願いいたします。	
17	1	団体	電子	その他	1.社会モデルと言われる障害への対応が抜けている 障害には、個人の身体的な理由による障害と、社会モデルと言われている社会が生み出す障害（外国ルーツの子ども）がある。 前者には、さまざまな対応が書かれているが、後者は、まったく言及されていない。 これは、特別支援教育推進としては、半分の推進計画である。 外国から来た子供の日本語は、生活言語の日本語の習得は早いですが、学習言語の日本語の習得には、数年かかる。 日本語教育支援が必要だ。 現に、デイジー教科書は、今年6月の国会で、日本語の読み書きに困る外国ルーツの児童にも使用が認められるようになった。 このことからでも、障害のとらえ方が変わってきたことが分かる。 5年間の計画であるから、加筆、補正が必要だと考える。	5	「障害の社会モデル」に修正いたします。	教育支援課 教育指導課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
17	2	団体	電子	その他	2. デジタル教科書とデイジー教科書はまったく、異なるものである。 デジタル教科書は、関連語句や発展事項にアクセスしやすくなるように組まれていて、全ての児童対象である。 デイジー教科書は、印刷物の教科書が、そのまま、電子化されて、音声と文字が同期して動くものである。読みに困難を感じている人が、自分の好みに合わせて、文字の大きさや読みの速さを調整できるという特徴を持っている。	3	計画事業を実施する中で、ご意見の趣旨を踏まえて周知に努めてまいります。	教育支援課 教育指導課
17	3	団体	電子	その他	3. 福祉体験活動の充実だけでなく、多文化共生意識の醸成が必要である 区内には、アフリカの大使館が多い。そのうちの1つで働く方からの苦情であるが、ある夕刻に外に出たところ、子どもたちが「外国人だ！逃げろ」と言って、走っていったそう。 黒い肌の人への恐怖、差別意識、偏見が助長しないように、国際理解教育や人権問題体験学習会が必要である。	2	教育委員会では、目黒区の実態や課題に基づき令和6年度は「外国人」「障害者」「子ども」の3点を人権課題の重点として位置付け、人権教育推進に関わる諸問題を検討し、取り組んでいるところでございます。ご意見全体の趣旨を問題意識としてもちながら計画事業の実施等に努めてまいります。	教育支援課 教育指導課
17	4	団体	電子	その他	4. 地域学校協働活動との連携 来年から、目黒区でも3校から始まると聞いている、管轄は生涯学習課である。 人権学習も個別の学習支援も、放課後、地域の活動団体と連携して進めることができる。 地域学校協働活動という施策も、特別支援教育と連携して進めることで充実したものになると考える。 教育委員会内部の各課の連携、交流、情報の共有化を促進すべきである。	3	地域学校協働活動とは、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を指します。この活動をより推進するため、地域学校協働本部を置くこととしています。目黒区では令和7年度から3校に学校運営協議会が設置されることに合わせて、3か所に地域学校協働本部を整備してまいります。 特別支援教育との連携については、必要に応じて、それぞれの地域学校協働活動の中で取組が行われるものと考えております。	生涯学習課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
18	1	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 25～31ページ	いつも子供の支援をありがとうございます。また、特別支援教育推進計画を練っていた だき、こうして意見をお伝えする機会も設けていただきありがたいです。いくつか意見 をお伝えさせてください。 1. 【P22 施策の体系】 推進施策と推進事業について 「Ⅱ 一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の充実」の観点から、特別支援教 室や特別支援学級の質・量についてはしっかりと練られ多様な学びをよく考えられてい ると思いました。 とくに専門的な支援や、集団が苦手な子どもたちにとってはどんなにありがたいかと思 います。 ただその反面、どうしても学びの場を別に設けるということは子供の学びの場を分離さ せてしまうので、「Ⅰ 多様な子どもが共に学ぶための環境整備」の特に「共に学ぶ」の 部分が物理的に少なくなり、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ 取り組みが求められている社会の実情と離れてしまうことが残念です。 自分達とは違う人/弱い立場の人（障害のある人、ない人だけでなく、人種が違う、勉強 が苦手、運動が苦手、コミュニケーションが苦手・・・など、普通と違うと言われる対 象になりやすいどんな子に対しても）と共に過ごし学ぶ中で「相手に対する心のバリ アフリー」を学ぶ機会を損失してしまい、もったいないと思いました。 （時々の）交流ではなく、共に学ぶ環境というのは、人権問題を肌で学ぶことのできる 貴重な機会であり、いじめや不登校の減少にもつながります。 上記のようなインクルーシブな環境は、世界で標準的に求められるようになっているの で子供達にも将来必ず必要な感覚になってきます。 目黒区の教育に当たり前のようにインクルーシブな感覚を学ぶ機会が備わっていてほし いと区民としては切に願います。 ついては、ぜひ、「共に学ぶ」に対して推進事業にあがってきていない「通常の学級に 進学した障害がある児童の学びの場の環境整備」も施策に盛り込んでいただきたいと思 います。 このことは、子供たちにとって貴重な最初の人権教育になると思いますし、通常級の学 びの場としての充実は「障害児が分離されることなく自ら学びの場を選べる」という日 本のインクルーシブ教育システムの良いところの体现だと思います。 よろしくお願いいたします。	4	障害者基本法第16条第1項には、「国及び地方公共団体は、障 害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十 分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である 児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられ るよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等 必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。 また、国や東京都の動向を踏まえ、今回の素案では、共生社会の 実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮する とともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに 応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシ ブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としており ます。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
18	2	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 推進事業3） 26・27ページ	2.【P26 合理的配慮提供事例集の更新】 学校・園から提出された事例を追加しながら「合理的配慮の提供事例集」を更新し、周知することで教員の理解啓発を図ります。 通常級で障害児を受け持つ小学校・担任の先生へのサポートを「合理的配慮事例集」以外にも推進事業として盛り込んでいただけると助かります。 また、合理的配慮にという文言は「特別にやってあげる」「思いやりの行動」というニュアンスがどうしても想起されやすいので、「合理的便宜・調整」と文言変更してもらいたいです。（この言葉のニュアンスで「特別扱いはできないです」と誤解されることが何度もありました） 例えば、 ・「合理的配慮事例集」の存在の周知 ・「合理的配慮事例集」の活用の仕方や、支援員さんの利用・活用方法の説明 ・実際のクラスでの指導方法や工夫の共有の機会 ・先生方がインクルーシブ教育に詳しい方（経験者）に相談する機会を設ける ・クラス運営をサポートする先生をつける（支援員さんではなくて） など	2	推進事業3の「区立学校・園における合理的配慮の提供促進」と併せて他の推進施策も踏まえ、様々な機会を通じて、全教職員が特別支援教育に関する理解啓発を進めるとともに、今後も特別支援教育に関する専門性を高められるよう指導力向上に努めてまいります。 また、「合理的配慮」の名称につきましては、法令や国の公用文に基づいて表記しております。	教育支援課
18	3	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅲ 実施策5 6 37ページ	3.【P37就学相談の充実】 区立小・中学校への就学にあたり、子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばすために、最も適した学びの場について、合意形成を図りながら保護者とともに考え、就学相談を充実していきます。 就学相談の充実の一つとして、障害児が通常級へ進学した場合の具体的な支援の説明も入れてください。 通常級を選択するとどんな支援が受けられるのか？が不透明で選択しにくいですし、入学までのステップも不透明で不安になりました。 また、入学後の支援員さんの手配についても入学前から前向きに協議できるとお互い良いと思います。よろしくお願いいたします。	3	障害のある児童が通常の学級へ進学した場合の支援については、入学する学校と合意形成を図りながら、具体的に支援内容を決めてまいります。 また、特別支援教育支援員の配置については、各小・中学校からの要請を受け、就学相談係特別教育主任専門員が学校を訪問し、学習・行動面の観察を行い、支援員配置、及び配置時数を決定しています。	教育支援課
19	1	個人	電子	その他	まずは目黒区教育委員会が特別支援教育について、世界の潮流を踏まえて真剣に取り組んでいること、この度の目黒区特別支援教育推進計画（第五次）素案への意見をホームアンドスクールで広く募集して頂いたことに感謝申し上げます。 全体としては、世界の潮流や文部科学省の指針等をもとにした、優れた計画であると思いました。以下は、追加でご検討いただきたい意見です。	6	日頃よりご理解・ご協力いただきありがとうございます。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
19	2	個人	電子	その他	① コミュニティスクールとの連携 今後、目黒区がコミュニティスクールを導入することが決まり、大阪市立大空小学校型のフル・インクルーシブな特別支援教育を展開していくことを目指しているのではと期待しております。同小学校元校長木村泰子先生から学んでコミュニティスクールを導入した他区から校長先生を迎え、目黒区でもそれを進めることに大いに賛同しております。それにあたり、この特別支援教育推進計画とコミュニティスクール推進計画が連携し合って車の両輪になるような、そのような展望を含めていただければ幸いです。	3	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入については、特別支援教育推進計画の関連計画であり、区の学校教育施策に関する中期計画「めぐろ学校教育プラン」に基づき、現在、取組を進めているところです。 各校・園に順次設置する協議会では、学校と地域が一体となって当該校・園の運営や必要な支援に関して協議を行うこととしており、必要に応じて、当該校・園にとって望ましい特別支援教育についての協議が行われるものと考えております。	教育政策課 生涯学習課
19	3	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 推進事業3） 26・27ページ	② 「合理的配慮」を「合理的調整」に変更 p.8や全般において「合理的配慮」を「合理的調整」に変更する提案をします。 「reasonable accommodation」を日本語に直訳すると「合理的調整」となり、この表現の方が適切だとの声があります。「配慮」という言葉には、受け身のニュアンスや上から目線に感じられる可能性があり、時には「思いやり」と誤解されやすいこともあります。一方で、「調整」は社会参加の障壁を取り除くための具体的な対応を意味し、より適切な表現だと考えます。過去にも、「精神薄弱児」から「知的障害児」、「精神分裂病」から「統合失調症」へと表現が変更されてきました。同様に、「合理的配慮」も今後の機会に「合理的調整」へと統一することをご検討いただければと思います。 提案根拠 https://shohgaisha.com/column/grown_up_detail?id=3038 https://www.tokyo-np.co.jp/article/335434	5	目黒区立学校・園では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」に基づき、幼児・児童・生徒及びその保護者から相談があり、実施に伴う負担が過重でない範囲において、合理的配慮の提供に努めております。「合理的配慮」の名称につきましては、法令や国の公用文に基づいて表記しております。	教育支援課
19	4	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 推進事業3） 26・27ページ	③ 保護者向け合理的配慮の提供事例集の発行 合理的配慮の提供事例集は優れた内容ですが、教職員向けなので、ホームページからダウンロードできるとはいえ、保護者がそれを手に取る機会はありません。保護者向けのものが発行されれば、保護者も子どもにとって最適な配慮を提案することができると思います。これは、保護者による遠慮や度を越した要求を避けることにもつながると思います。別々に発行するのではなく、次回改訂する際に、保護者および教職員向けに変更し、それをともに両方で話し合いができる冊子となることを提案します。	2	学校における合理的配慮の推進に向けた取組として、平成30年度に作成した目黒区立学校・園での合理的配慮の代表事例をとりまとめた教員向けの「合理的配慮の提供事例集」を隔年で改訂しております。今後も区公式ウェブサイトでの公開及び学習用情報端末にデータ保存した旨を、目黒区立学校・園及び保護者に周知するとともに、ご意見の趣旨を踏まえて更に推進してまいります。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
19	5	個人	電子	第2章 2 推進施策2 9ページ	④ 知的障害児特別支援学級の増設検討について 知的障害児特別支援学級の増設検討について、知的障害児の特別支援学級への入級者が増加しているとのことですが、その理由についても分析を行う必要があります。もちろん、希望する児童・生徒・保護者が学習できる支援学級は必要ですし、そのニーズに合う適切な増設は歓迎します。しかし、長期的にはコミュニティスクール導入によって減らしていく可能性も見据えた計画にしていくことも検討して頂きたいです。支援学級の間雲な増設は、分離教育をさらに進める結果となり、インクルーシブ教育の理念から乖離してしまいます。 インクルーシブ教育とは、本来、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが一緒に学ぶことを指します。少子化を逆手に取り、通常学級の定員を減らし、障害の有無に関係なく困り感のある生徒に対して手厚い支援ができるように、副担任や支援員の配置を増やすことをコミュニティスクール計画と並行して検討して欲しいです。さらに、p.8に記載されたように、スクールカウンセラー、公認心理士、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの専門職が各学校を巡回指導し、通常学級においても専門的なサポートが受けられる環境を整えることを期待します。	4	国や東京都の動向を踏まえ、今回の素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としております。また、推進事業2）区立学校・園における相談機能の充実」の中の「実施策5 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用」及び「実施策7 各種専門スタッフの活用」などの中で、引き続き巡回指導を行ってまいります。	教育支援課 生涯学習課
19	6	個人	電子	第2章 2 推進施策3 10ページ	⑤ 心のバリアフリーの推進について 人権教育研修について継続を希望します。6年前ですが、支援学級の児童が入学式で集合写真を一緒に撮影することを当時の校長先生に「保護者が嫌がるから」という理由で拒否された事例がありました。そんな保護者は存在しなかったにも拘わらず、そのようなことがありました。保護者の希望でその後は一緒に撮影するようになりましたが、入学式という貴重な機会で悲しい思いをするご家族が二度と出ないようにしていただきたいです。時代が変わり、研修も充実し、そのような管理職はいなくなったと信じておりますが、やはり世界の潮流や文部科学省の最新の動向等、具体的なNG言動の事例を挙げた人権教育の充実を希望します。	2	人権教育研修につきましては、教職員の人権感覚の向上を目的として、全教員悉皆のeラーニング研修の中で、目黒区こども条例やめぐろ学校教育プランにおける人権教育の位置付け等、目黒区の人権教育について解説したり、令和6年度人権教育重点課題である「子供」「外国人」「障害者」を取り上げ、理解啓発を図ったりしています。また、2・3年次の教員を対象とした研修の中では、多様な性に悩む児童・生徒の理解と支援について取り上げ、教員が理解を深める取組も行っています。そのほかにも、目黒区人権教育推進校の授業公開及び事例報告会を通して、人権課題への理解を深める授業実践についても、各学校・園に広めております。 今後も国や都の動向を踏まえつつ、人権教育研修を実施し、教職員の人権感覚の向上に努めてまいります。	教育指導課

整理番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
19	7	個人	電子	第2章 2 推進施策3 10ページ	また、目黒区の講演会全般について言えることですが、特別支援教育講演会は開催して終わりではなく、その録画をアーカイブ視聴できるようにしていただきたいです。共働きや一人親世帯も増え、講演会当日に参加できなかった方も学び実践できるように、またAIを駆使して、概要が示されていれば、必要に応じて視聴すべき講演を選ぶことができます。 何よりも重要なのは、目黒区主催の講演会なのですから、そこで示された最新の取り組みを、目黒区の行政制度に取り入れ、反映することも検討していただきたいです。	4	「推進事業10 保護者・区民への理解啓発」の中の「実施策25 特別支援教育講演会の実施」については、教員への参加についても引き続き周知してまいります。	教育支援課
19	8	個人	電子	第2章 2 推進施策3 11ページ	それから、特別支援学校と地域学校の副籍交流について、特別支援学校に在籍している生徒のうち、地域の学校との副籍交流を行っている人数が具体的に何人であるのか、明確に記載すると良いと思います。また、1人の生徒が年間にどれだけの頻度で副籍交流を行っているのか、最大の交流回数などの情報も記載することで、副籍交流を希望する保護者にとってより分かりやすい説明になると考えます。	4	副籍交流の実施状況については、11ページに記載しております。 また、年間にどれだけの頻度で副籍交流を行っているのか等については、東京都の実施事業であり、区では詳細を把握していないため、掲載しておりません。	教育支援課
19	9	個人	電子	第2章 2 推進施策5 14ページ	⑥ 特別支援教育支援員について 通常の学級に在籍する児童・生徒を支援する特別支援教育支援員の配置が充実してきていることは素晴らしいと思います。この三年間でさまざまな事例や知見の蓄積が教育委員会に集まってきていると思います。世田谷区では、一人に対し一人の支援員が付き、支援員・担任・保護者の3者面談（もしくは特別支援コーディネーターを含む4者）を行い、個別の支援計画の進捗状況を確認しているとのこと。支援員の成り手不足の一因として、有償ボランティアだと参加できる方が限られることもあります。有償ボランティアも継続しながら、それに加えて、世田谷区のような個別の支援計画を継続的に推進できるように、会計年度任用職員も追加し、子ども一人ひとりのニーズや課題にきめ細かく対応し、子どもたちの可能性を最大限に伸ばす支援ができるようになるとより良いと思います。	4	令和3年度以降、登録者数及び配置数は増えております。引き続き、募集の周知を行うとともに、学校への登録者情報の提供を行ってまいります。会計年度任用職員の配置については、支援を要する児童・生徒の数及び近隣自治体の状況等を踏まえ、検討課題とします。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
19	10	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅲ 推進事業17） 推進事業18） 37ページ	⑦ 就学相談について 「就学相談のしおり」には、知的障害者は通級による指導が斜線になっています。知的障害といっても、個人差があり、支援があれば通常学級で学び成長する子どもがいて、通常学級を希望する児童・生徒・保護者がいるかもしれません。ただ、最初から斜線にしてしまうと、通常学級での学びを希望するあまり、就学相談を受けないで入学を希望する家庭もあり、それを薦める専門家も存在します。そうなると、受け入れ先の学校は事前に準備をする機会を失い、混乱を招くことになりかねません。ここは斜線ではなく「知的障害の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの」とするのが望ましいと思います。また、退任校長が就学相談をする場合、専門的な視点よりも担任の学級運営のしやすさを考えて助言されるのではないかと不安があるとの声もあります。より明確に専門家を含めたチームで検討することや、ひまわりやすくすくのびのび園等との情報交換もより強化することにより、就学相談の信頼性や効果が向上するのではと考えます。	2	「就学相談のしおり（令和6年4月）」の11ページの表については、文部科学省から発出された平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」、及び平成18年3月31日付け17文科初第1178号「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」の内容を記載したものとなっております。また、就学支援委員会については、医師、校長、心理士、教育委員会等、様々な専門的見地から、その児童・生徒にとって最も適した学びの場について審議しております。	教育支援課
19	11	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅲ 実施策61 38ページ	⑧ 柔軟性のある学びの場を 一度支援学級に入ると通常学級には戻れない、通級は1年で切られてしまう等、児童・生徒・保護者には進路に対する不安があります。子どもの特性や発達には個人差が大きいため、発達に応じて柔軟に学びの場を選べる制度になっているはずですが、それが明示されていないことに起因していると思います。発達に応じて学びの場を各段階で選べるのが保証されれば、保護者は子どもの現状に合った最適な学びの場を選択できると思うので、その点も明示することを検討していただきたいです。	2	「支援学級に入ると通常学級には戻れない」ということはありません。また、特別支援教室での指導については、課題克服についての目標の達成や効果を検証し、指導継続について特別支援教室入室等判定委員会で審議しております。	教育支援課
20	1	個人	電子	その他	インクルーシブ社会（共生社会）を目指しみんなが認め合い生きやすい社会になるには、幼い頃から障害の有無に限らず多様な人々と共に学び合うことが必要です。多様な学びの場を用意しているからと言って、障害のある子どもやその保護者だけにその選択を迫るのは障害のある子どもやその保護者への差別であり人権侵害です。必要なのは多様な学びの場ではなく多様な学びであり、それを実現するためにはインクルーシブ教育システムではなくフルインクルーシブ教育を目指すなければ、インクルーシブ社会は実現しません。インクルーシブ教育システムという特別支援教育は本人の能力を伸ばさなければ障害を克服できないという医学モデルにたっており、当事者ではなく周りの問題であるという社会モデルを多くの児童生徒が学ばずに成長する事を肯定していて非常に問題です。	4	国や東京都の動向を踏まえ、今回の素案では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築していくことを基本的な考え方としております。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
20	2	個人	電子	第2章 2 推進施策3 10ページ	P10等に「目黒区人権感覚チェックシート」の記載がありますが、障害がある児童生徒とその保護者に対する不適切な対応がなくなります。チェックシートの内容を教えてください。	3	目黒区では、8つの場面（①教育活動全般②学習指導③生活指導④言葉遣いや態度⑤教室環境⑥情報の取り扱い⑦職場⑧保護者や地域の方への接し方）に分け、具体的な内容項目を挙げ、教職員等が自らの人権感覚について日常的に振り返ることができる「人権感覚チェックシート」を作成しています。例えば、子どもの発言を否定したり、優劣を感じさせたりするなど、その子どもがほかの子どもの前で嫌な思いをするような場面を作らないようにしているか確認する項目があります。引き続き、「目黒区子ども条例」を基に「子どもの権利」に配慮した指導をしてまいります。	教育指導課
20	3	個人	電子	第2章 2 推進施策7 17ページ	「・継続相談の実施により、児童・生徒の学びの場を検討することで、より適切な学びの場への就学・転学につなげることができました。」は障害がある児童生徒が普通級ではなく支援級や支援校に在籍することで適切な学びの場を選択したと評価していますが、これは障害のある子どもも障害がない子どももできるだけ共に学ぶ事を追求する事と相反しているという認識はないのでしょうか。	2	就学相談を実施し、お子さんの教育的ニーズに応じて、保護者とともに考え、お子さんの能力や可能性を最大限に伸ばすことに最も適した学びの場を検討し、一人ひとりに合った学びの場に関する情報を教育委員会の意見として保護者にお伝えし、合意形成を図りながら、お子さんにとって最もふさわしい就学先を相談の上、決定してまいります。	教育支援課
20	4	個人	電子	推進施策2	P28支援級の増設ばかりではなく、普通級で共に学ぶ環境整備や必要な支援をすることをもっと充実させて、支援級を選択する本人保護者だけでなく普通級を選択する本人保護者がいることを認識して、特別支援教育を区民に理解啓発する事と同様に力を入れてください。	2	通常の学級に在籍する児童・生徒への支援として、今回の素案では「推進事業4 特別支援教育支援員・特別支援学級補助員等の配置と専門性の向上」を掲げております。	教育支援課
20	5	個人	電子	第2章 2 推進施策6 15ページ	P15早期からの連携による支援体制の充実をうたっていますが、療育機関や就学支援委員会は本人保護者に必要な支援を受けながら地域の普通学級に就学できる事を支援校や支援級に就学することと同等に情報提供しないのは障害者基本法（教育）第16条2項「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行う」に反しているので改善してください。	2	就学相談については、お子様の教育的ニーズに応じて、保護者とともに考え、お子様の能力や可能性を最大限に伸ばすことに最も適した学びの場を検討し、一人ひとりに合った学びの場に関する情報を教育委員会の意見として保護者にお伝えし、合意形成を図りながら、お子様にとって最もふさわしい就学先を相談の上、決定しております。 区の療育機関である目黒区すすくのびのび園では、同園の児童発達支援センターにおいて教育担当所管と連携し、就学に係る相談に対応しております。	教育支援課 障害者支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
21	1	団体	電子	第2章 2 推進施策1 8ページ	日頃より特別支援教育推進計画に基づき、ご尽力くださりありがとうございます。 通常学級に関して、P8今後の課題に合理的配慮の提供促進するために理解啓発の推進が不可欠とありますが、教員への理解啓発ももちろん大切なのですが、特別支援教育支援員や保護者に対する理解啓発もしていただき、合理的配慮がどのようなものか、共通認識をもっていただくことが必要ではないかと思います。それにより、子どもたちへの支援がより良いものになっていくのではないかと感じます。	2	学校における合理的配慮の推進に向けた取組として、平成30年度に作成した目黒区立学校・園での合理的配慮の代表事例をとりまとめた教員向けの「合理的配慮の提供事例集」を隔年で改訂しております。今後も区公式ウェブサイトでの公開及び学習用情報端末にデータ保存した旨を、目黒区立学校・園及び保護者に周知するとともに、ご意見の趣旨を踏まえて更に推進してまいります。	教育支援課
21	2	団体	電子	第2章 2 推進施策5 14ページ	P14今後の課題にもあるように、特別支援教育支援員が障害のある児童・生徒等の支援において重要な役割を担っていると思いますので、どのように取り組んでいけば、その児童・生徒にとってより良い支援につながるのか、担任の先生や特別支援教室の先生と連携を図りながらチームで支援ができる体制を整えていただきたいと思います。連携を図ることは、その児童・生徒が混乱しないことにもなりますし、効率化が図られると思います。	2	ご意見の趣旨を踏まえ、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を充実していけるよう、様々な機会を通じて教職員に対し特別支援教育に関する理解啓発を進めるとともに、教職員の実践力向上に努めてまいります。	教育支援課
21	3	団体	電子	推進施策2 27ページ	P27⑭特別支援教室における指導環境の充実について、パーソナルスペースの確保とありますが、クールダウンスペースについては学校によって整備の状況が違うと思うのですが、充実しているとはいえないようでクールダウンスペースがほしいという声をよく聞きます。学校施設の更新時にはもちろんですが、更新前の学校についても環境整備がなされるよう期待しています。	4	支援を要する児童・生徒の数及び近隣自治体の状況等を踏まえ、検討課題とします。 学校施設の更新時には、クールダウンスペースの確保など、特別支援教育の環境整備に努めてまいります。	教育支援課
21	4	団体	電子	第3章 取組の方向Ⅰ 実施策2 3 29ページ	P29㉓区独自の副読本の活用について、特に「Be Together」については内容も素晴らしいので、中学校だけでなく、ぜひ小学校でも配布していただきたいです。小学校に「めぐろの中学校」を配布する際になどに合わせて一緒をお願いしたいです。中学受験をして区立中学校に通わない目黒の子どもたちも多いので、小学生のうちではありますが、目黒区内の特別支援教育に触れる貴重な機会になるかと思います。	4	特別支援教育の理解・啓発につきましては、小学校4年生には目黒区社会福祉協議会が作成する福祉体験学習ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち」を、中学校1年生には教育委員会が作成する障害に関する理解啓発副読本「Be Together」を配付し、授業等で活用することを通して、理解啓発を進めています。理解啓発副読本「Be Together」は中学生を対象とし、発達段階を考慮して内容を構成しているため、小学校配付につきましては行っておりませんが、教職員には学習用情報端末で「Be Together」を閲覧できるようにしており、必要に応じて授業で活用できるようにしております。	教育指導課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
21	5	団体	電子	第3章 取組の方向Ⅲ 実施策6 2 38ページ	P38の62教育相談の充実、大変ありがたいです。期待しています。障害の特性により理解されない行動によって孤立してしまいがちな子どもたちと保護者にとって、この相談事業が支えになってくれればと思います。	2	区内の0歳から18歳までのお子さん本人とその保護者を対象に、心理の専門職が教育相談に応じています。子どもたちの健全育成のため、生活面や学習面、その他の子育てや育ちの諸問題についての教育相談事業を引き続き実施してまいります。	教育支援課
21	6	団体	電子	その他	第四次の5年間、子どもたちの環境が少しずつ整えられ、過ごしやすくなっていることを感じます。今後の5年間はさらに心のバリアフリーが浸透し、支援が充実していくのではないかと期待しております。特別支援教育推進へのお取り組みは大変なご苦労があることと思いますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。	6	日頃よりご理解・ご協力いただきありがとうございます。	教育支援課
22	1	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅲ 推進事業1 7) 37ページ	障害を持つお子さんの保護者の方から、就学についてご相談を受けることが多く、目黒区の資料を参考にご説明がしたいのですが、なかなか保護者の方々が望むような十分な情報が見当たらないので、【素案P37の57】番について「就学相談のしおり」をもとに改善の希望点を述べさせていただきます。少しでもご検討をいただけましたら幸いです。 <就学相談のしおり>について ○P3 II 就学相談について 1 各学級の種別や学習・指導、支援の内容など <通常の学級>の項 →ここの説明をもっと充実させてほしいです。ここが障害児の親御さんが最も知りたい部分だと思います。特に特別支援教育支援員の仕組みについてもっと詳しく説明があったほうがいいと思います。「特別支援教育支援員の配置について」といった保護者向け説明の小冊子がほしいぐらいです。現在は、「介助的補助」「（特定の子ども専従の）インクルーシブ支援員」などの新たな種類の支援員ができていますので、その説明も必要だと思います。仕組みを明記しておかないと、保護者と学校で話が食い違うものになると思います。また、制度はあるが人員が足りない場合は配置できない、などの事情があるなら、その可能性なども明記した方が、あとから誤解を招かないと思います。 ○P5 3 就学相談の流れ ■通常の学級・特別支援学級・特別支援学校などの見学等について→学校公開の見学だけでは不足していると思います。学校の1日をリアルを知る保護者はほとんどいません。特に、第一子の場合、保護者は現在の小学校の日常がわからないので、「保育園で普通クラスできていたので小学校でも大丈夫」と思っている場合もあります。園と小学校はかなり環境が違うので、もっと時間をかけた見学と説明が必要だと思います。	4	「就学相談のしおり」については、改訂時により一層の充実を図ってまいります。また、お子さんの就学についてのご相談は就学相談係で承りますので、教育支援課就学相談係をご案内ください。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
					○P5 ■就学支援委員会委員による行動観察 ■就学支援委員会の実施（医師診療・保護者面談・お子さんの行動観察等） →1回の行動観察では判断がつくとは思えないので、できるだけ長い時間と回数をかけてしっかりアセスメントをしてほしいです。 ○P6 ■教育委員会の意見について →普通級にいきたい保護者には、「どうやったら普通級にいけるか、どんな支援があるのか、どうしたら支援をつけてもらえるか」という視点に立って意見を述べてさしあげてほしいです。初めから「支援が難しい」という視点に立ってしまわれますと、相談した保護者にとっては物足りない結果となると思います。しっかり同じ視点に立って寄り添って考えてくれることで、逆に「やっぱり支援級にしよう」などの考えも持ちやすくなると思います。 ○P6 ■就学先の決定 →合理的配慮の提供について、「できることに限界がある」という話が多い印象です。目黒区の「合理的配慮事例集」や、他校での前例を話しても、「学校によって事情が違う」などの返答をされることが多いとも聞いています。保護者の方は、「人手が足りなくて合理的配慮が提供できないなら、インクルーシブ支援員をもっと採用するなど対策してほしい…」などと感じられると思いますので、そうできない理由がある場合は、ちゃんとわかりやすく説明をして差し上げることが必要だと思います。ここでの情報交換不足が問題で、のちのち誤解や不信を招いてしまうのではないかと思います。 ○P6 ■就学支援シートの活用 →「就学支援シート」や、小学校入学後に作成される「個別支援計画」などについて、保護者の関与が少なかったり、保護者が控え書類を持たせてもらえなかったり、子どもの成長に合わせて内容のアップデートが頻繁にされなかったり、通っている放課後サービスと内容を共有できなかったりなど、効果的なシェアと活用が不足していると思います。もっとも重要で価値のある書類ですので、現場で横断的に共有して、支援にもっと生かされるといいなと思います。 ○P9 5区立小・中学校の特別支援学級等 →中学校には、第七中学校の1校にしか「特別支援教室」はないようですが、小学校において特別支援教室は、教室に入ることができないメンタル不安定な子ども（不登校気味の子）の避難場所になっている例もあります。他の中学校にも、もっと特別支援教室が必要ではないでしょうか？ 各校に1つずつあってもよいかもしれません。それとも、今後、各校に設置が増える予定の、中学校の不登校生徒向け別室が、そのような子どもたちの受け皿ともなるのでしょうか。			

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
					○P12 ◆地域交流事業（副籍制度） →副籍交流の頻度が低いことが、子どもを特別支援学級や支援学校に入学させることを保護者に躊躇させたり、すでに支援学級に行かせている保護者を悩ませたりしていると思います。学校によってはかなり交流頻度が低く、交流時もお客様扱い状態で、とてもクラスメイトとしての交流とは言えない状況があります。支援学級・支援学校と普通級の連携不足により、副籍であるにもかかわらず、普段から普通級の子どもたちにクラスメイトとして認識されていないためです。クラスメイトの障害についてみんなで知るなど、交流のための準備教育と、それを支える人手が必要ではないでしょうか。また、副籍交流の際に、教室の中で障害児に付きそう人または先生の加配は足りているでしょうか？交流の機会が豊富にしっかりもてるなら、安心して支援級や支援学校に入学させることができる保護者もいると思います。 ○P13 III 転学相談について →通常の学級 ⇄ 特別支援学級 ⇄ 特別支援学校 という図では、矢印が双方向を向いていますが、支援学級や支援学校から普通級への移動（重い方から軽い方への矢印）は事実上はさせてもらえない、というのが、障害児の保護者の共通認識となっているようです。あまり前例がないからでしょうか？中には、小1で特別支援学級を強く勧められて入学したのち、もしかしたら普通級でもやっていけたかも……と後悔している保護者がいらっしやるので、そういった方の相談に乗るような対応が望まれます。			
22	2	個人	電子	第3章 取組の方向Ⅲ 推進事業17） 37ページ	P14 Ⅵ 小学校就学前ガイダンス事業について ↓ 保育園や幼稚園で「発達検査を受けた方がいい」「普通級ではついてくのが難しいかもしれない」等、保育士や幼稚園教諭に突然アドバイスされ、「目黒区児童発達支援センター相談支援ひまわり」につながるケースが多いようです。 しかし、早めに支援級・支援学校に行くことを考えた方がいい、という視点でのお話に偏っていて、「どのような支援を受けたら普通級でもやっていけるか、その支援を受けるためにどのように動いたらいいか」という視点でのアドバイスが少ないことが残念に思います。 そのようなお話をいったんは聞くことで、かえって冷静になり、支援級や支援学校を選ばれるケースもあると思います。 保護者の判断に寄り添って情報収集をしてあげてくださることを望みます。	3	今回の素案では、「実施策53 教育・心理・医療の専門家派遣による小学校就学前ガイダンスの実施」を掲げております。 充実した事業となるよう、努めてまいります。	教育支援課

整理 番号	校番	区分	種別	該当箇所	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
23	1	議会	書面	第2章 2 推進施策3 11ページ	○推進施策3 心のバリアフリーの推進 11頁 今後の課題のうち、保護者向けの理解啓発については、保護者会での周知や保護者向けパンフレット配付等の具体的な取り組みについて明記すると分かり易い。	1	ご指摘のとおり修正します。 今回の素案では、「推進事業10 保護者・区民への理解啓発」を掲げております。	教育支援課
23	2	議会	書面	第3章 取組の方向Ⅱ 推進事業12） 31ページ	○31頁 特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流 「特別支援学校に通う区内の子供たちと区内の通常学級の子供たちとの定期的な交流の機会を設ける」を追記	3	副籍交流については、児童・生徒が在籍する特別支援学校と、交流先である目黒区の地域指定校とが連携し、直接交流やお便り、自己紹介カードの交換等の間接交流を可能な限り進めるよう、小・中学校全校に周知しています。	教育支援課